

会計税務の基礎

～税効果会計④～

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、会計税務の基礎として税効果会計について解説いたします（なお、本ニュースレターは、[2020年11月24日号「会計税務の基礎～税効果会計③～」](#)の続きとなります）。過去のニュースレターにおいて、税効果会計の必要性、一時差異の内容および税効果会計の仕訳等について触れてきました。本ニュースレターにおいては、前回までのニュースレターですでに説明した事項を踏まえて、税効果会計の回収可能性について解説いたします。

税効果会計は会計論点の中でも理解することが難しい論点の1つであると一般的には考えられます。メキシコ日系企業においては経理のバックグラウンドを持たない駐在員の方も多くいらっしゃると思われることから、本ニュースレターにおいて、税効果会計の概要について共有いたします。

目次

1. [税効果会計とは](#)（2020年11月9日号のニュースレターにて掲載）
2. [企業会計と税務会計の差異](#)（2020年11月9日号のニュースレターにて掲載）
3. [一時差異と永久差異](#)（2020年11月16日号のニュースレターにて掲載）
4. [税効果会計の仕組み](#)（2020年11月24日号のニュースレターにて掲載）
5. [繰延税金資産の回収可能性](#)（本ニュースレターにて掲載）

5. 繰延税金資産の回収可能性

～ポイント～

- 繰延税金資産を認識するにあたっては、その回収可能性（将来の税金支払額を減額する効果の有無）を検討する必要があること
- 繰延税金資産の回収可能性を検討する際は、①十分な将来加算一時差異があるか、②十分な課税所得があるかという点を考慮して検討する必要があること
- 繰延税金資産の回収可能性の検討は、将来の見積りが必要となってくることから実務上は難易度の高い決算業務であること

(1) 繰延税金資産の回収可能性とは

前回までのニューズレターで解説させて頂いたとおり、繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消する期の課税所得を減額することにより将来の税金支払額を減額する効果を持つことから、企業会計上資産として計上されるものです。

よって、将来減算一時差異に将来の税金支払額を減額する効果がなければ、企業会計上資産として計上することが認められません。仮に将来減算一時差異が解消する期において課税所得が発生していない（税務上の欠損金が発生している）状況であれば、将来減算一時差異が解消し課税所得を減額したとしても、税金支払額を減額することができません。したがって、将来の課税所得が見込めなければ、将来減算一時差異が解消することに伴う課税所得の減額による将来の税金支払額を減額する効果が得られないため、繰延税金資産を計上することができないこととなります。

このように、企業会計上、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識することが求められます。すなわち、繰延税金資産は、資産性があるもののみ計上が認められるため、その資産性の検討が必要となります。この資産性の検討のことを繰延税金資産の回収可能性と呼びます。

なお、繰延税金資産と異なり繰延税金負債については原則としてすべての将来加算一時差異について認識する必要がある点にご留意ください。

(数値例)

<前提>

- X1年度に貸倒れが生じると予想し、会計上貸倒引当金50を計上（税務上、損金不算入）
- X2年度に実際に貸倒損失50が発生（税務上、損金算入可）
- 税引前利益
 (ケース1) X1年度: 100, X2年度: 100
 (ケース2) X1年度: 100, X2年度: 0

(ケース1: 繰延税金資産の回収可能性が“ある”場合)

	X1年度		X2年度
税引前利益	100	税引前利益	100
加算 (貸倒引当金)	50(*)	加算	0
減算	0	減算 (貸倒引当金)	-50(*)
課税所得	150	課税所得	50
税金	45	税金	15
	税率 30%		税率 30%

(*) 貸倒引当金が損金不算入になるに伴う調整

ケース1のX2年度における税引前利益は100ですが、X1年度において発生していた将来減算一時差異50が解消することにより課税所得がその分減少し50となることから、結果的に税金支払額が15 (将来減算一時差異50×税率30%) 減額されることとなります。

このような場合、X1年度に発生した貸倒引当金に係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、将来の税金支払額を減額する効果があり、回収可能性が“ある”状況と言えます。

(ケース2: 繰延税金資産の回収可能性が“ない”場合)

	X1年度		X2年度
税引前利益	100	税引前利益	0
加算 (貸倒引当金)	50(*)	加算	0
減算	0	減算 (貸倒引当金)	-50(*)
課税所得	150	税務上の欠損金	-50
税金	45	税金	0
	税率 30%		税率 30%

(*) 貸倒引当金が損金算入になるに伴う調整

ケース2のX2年度における税引前利益が0であるため、X1年度において発生していた将来減算一時差異50が解消することにより課税所得が△50になりますが、この場合は将来減算一時差異の解消を考慮する前から税金支払額が0であるため、将来減算一時差異50が解消することによる税金支払額の減額効果がない状況となります。

このような場合、X1年度に発生した貸倒引当金に係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、将来の税金支払額を減額する効果を得られないため、回収可能性が“ない”状況と言えます。

(2) 繰延税金資産の回収可能性の検討ステップ

繰延税金資産の回収可能性を判断する際は、以下の事項を考慮して、回収可能性が高いかどうかを検討します。

- 十分な将来加算一時差異があるか
- 十分な課税所得があるか
- 実行可能なタックス・プランニングがあるか

会計基準上、繰延税金資産の回収可能性に関する詳細なガイダンスは定められておりませんが、繰延税金資産の回収可能性の検討ステップの例示は、次のとおりとなります。

- ① 期末における将来減算一時差異の解消見込年度の見積り
 期末において発生している将来減算一時差異が将来のいつの年度で解消するかについての見積りを行います。
- ② 期末における将来加算一時差異の解消見込年度を見積り
 期末において発生している将来加算一時差異が将来のいつの年度で解消するかについての見積りを行います。
- ③ 将来加算一時差異の十分性の検証
 ①で算定した将来減算一時差異の解消見込額と②で算定した将来加算一時差異の解消見込額を各解消見込年度ごとに比較し、将来減算一時差異の解消見込額を上回る将来加算一時差異があるかについて検討します。将来減算一時差異の解消見込額を上回る将来加算一時差異がある場合、当該将来減算一時差異については回収可能性があるかと判断されます。
- ④ 課税所得の十分性または実行可能なタックス・プランニングの有効性の検証
 ③で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額（タックス・プランニングによる課税所得の発生見込額を含む）と、解消見込年度ごとに比較し、③で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額を上回る課税所得の見積額があるかについて検討します。
 ③で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額を上回る課税所得の見積額がある場合、当該将来減算一時差異については回収可能性があるかと判断されます。

(数値例)

<p><前提></p> <ul style="list-style-type: none"> ● X0年度が当期末 ● 将来減算一時差異 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸倒引当金に関する将来減算一時差異100 会計上、X0年度に貸倒引当金を計上。X2年度に25、X4年度に75、貸倒損失になり税務上損金算入される見込み ✓ 退職給付費用に関する将来減算一時差異200 X3年度に50、X5年度に150の支出が行われ、税務上損金算入される見込み ● 将来加算一時差異 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 有形固定資産の減価償却費に関する将来加算一時差異300 X1年度～X5年度において每期60ずつ解消する見込み ● 税引前利益: X1年度～X5年度まで每期100ずつ発生 ● X1年度以降新たな一時差異は発生しない前提 ● タックス・プランニングはない前提

	X0 年度	X1 年度	X2 年度	X3 年度	X4 年度	X5 年度
(ステップ①：将来減算一時差異の解消見込年度の見積り)						
1. 貸倒引当金	100		25		75	
2. 退職給付費用	200			50		150
3. 小計 (1+2)	300		25	50	75	150
(ステップ②：将来加算一時差異の解消見込年度の見積り)						
4. 減価償却費	300	60	60	60	60	60
(ステップ③：将来減算一時差異と将来加算一時差異の比較)						
5. 相殺後残高 (4-3)	-	60	35	10	△15	△90
6. 課税所得	-	100	100	100	100	100
(ステップ④：相殺後残高と課税所得の比較)						
7. 相殺後課税所得 (5+6)	-	160	135	110	85	10

- X2年度については、将来減算一時差異の解消見込額が25に対して将来加算一時差異の解消見込額が60あり、将来加算一時差異の解消見込額が将来減算一時差異の解消見込額を上回っています。したがって、X2年度に解消予定である将来減算一時差異については回収可能性があると考えられます。
- X3年度については、将来減算一時差異の解消見込額が50に対して将来加算一時差異の解消見込額が60あり、将来加算一時差異の解消見込額が将来減算一時差異の解消見込額を上回っています。したがって、X3年度に解消予定である将来減算一時差異については回収可能性があると考えられます。
- X4年度については、将来減算一時差異の解消見込額が75に対して将来加算一時差異の解消見込額が60であることから、X4年度における将来減算一時差異の解消見込額のうち60については回収可能性があると考えられますが、残りの15に関する回収可能性については課税所得の十分性の検証を行った上で判断することとなります。X4年度において、将来加算一時差異で相殺しきれなかった将来減算一時差異が15に対して課税所得の見積額が100あることから、課税所得の見積額が将来加算一時差異で相殺しきれなかった将来減算一時差異を上回っているため、X4年度に解消予定である将来減算一時差異については回収可能性があると考えられます。

X5年度については、将来減算一時差異の解消見込額が150に対して将来加算一時差異の解消見込額が60であることから、X5年度における将来減算一時差異の解消見込額のうち60については回収可能性があると考えられますが、残りの90に関する回収可能性については課税所得の十分性の検証を行った上で判断することとなります。X5年度において、将来加算一時差異で相殺しきれなかった将来減算一時差異が90に対して課税所得の見積額が100あることから、課税所得の見積額が将来加算一時差異で相殺しきれなかった将来減算一時差異を上回っているため、X5年度に解消予定である将来減算一時差異については回収可能性があると考えられます。

本ニュースレターにおいては前回までのニュースレターにおいて解説しきれなかった繰延税金資産の回収可能性について解説いたしました。繰延税金資産は将来の税金支払額を減額させる効果があることから回収可能性がある限りにおいて企業会計上資産として計上しなければなりません。回収可能性の検討においては将来の見積りが必要となるため、実務上は難易度の高い決算業務の1つと考えられます。また、ひとたび回収可能性がないと判断されると繰延税金資産を取り崩すことが求められます。そして、回収可能性がないと判断される場合は、通常、企業の業績が悪化している場合と考えられることから、繰延税金資産の取り崩しにより悪化している業績がさらに悪化するという状況に陥ると想定されます。特に繰延税金資産の金額が大きい場合は業績に与えるインパクトも大きくなるため、その内容について適切に把握した上で業績管理を行うことが重要と考えられます。

(参考リンク)

[会計税務の基礎～税効果会計①～](#)

[会計税務の基礎～税効果会計②～](#)

[会計税務の基礎～税効果会計③～](#)

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。